

坂監第 319 号
令和8年7月28日

入札参加者 様

坂井市財務部監理課長
(公 印 省 略)

回 答 書

令和8年10月1日執行の入札案件について、下記のとおり質疑がありましたので回答いたします。

記

入札案件：（仮称）東尋坊ビジターセンター建設工事（建築）

質疑番号	回 答
1	Q:本工事は入札公告において、「坂井市建設工事における完全週休2日等実施要領」第4条第1項に規定する「週休2日」の対象工事として発注されていますが、同要領第5条1項における積算上適用される補正係数の適用有無、及びその内容についてご教示ください。 A:同要領による補正係数を適用していますが、内容については、お答えすることはできません。
2	Q:「坂井市建設工事における完全週休2日等実施要領」第5条第4項には、「週休2日として発注された工事において、完全週休2日を達成した場合であっても、完全週休2日の補正係数に変更は行わないものとする。」と規定されています。 本工事において受注者が「完全週休2日」を達成した場合であっても、同規定のとおり、「完全週休2日」に係る補正係数への変更協議は認められないとの理解でよろしいでしょうか。 A:お見込みのとおりです。
3	Q:「週休2日」未達成時の減額変更について、具体的な補正方法（補正係数の有無、適用方法、対象項目等）についてご教示ください。

	A:「坂井市建設工事における完全週休2日等実施要領」第5条第2項のとおりです。
4	Q:工事エリア内の新築着工時の既存インフラ（電気、水道、下水道、雨水排水、電話）の撤去及び残置状況をご教示願います。また残置の場合、撤去・盛替予定の有無、工事予定時期をご教示願います。
	A:工事エリア内の既存インフラは、新築工事着工前に1次側からの切断・廃止を行います。ただし、配線・配管の埋設部分は残置となるため、撤去については、別途協議を行います。
5	Q:新設建屋海側（北西部分）にあります、既存建屋～石畳間にあります、既存パトロール隊詰所、看板類、石垣、景石、樹木類・盛土、舗装について、建築工事の基礎躯体工事に干渉する部分の範囲においては、建築工事着工時には解体撤去済でしょうか。解体撤去範囲をご教示願います。
	A:当該部分の構造物については別途工事にて建築工事着工前に解体撤去を予定しています。解体撤去範囲については別添-1をご確認ください。ただし、埋設された構造物は残置となるため、撤去については、別途協議を行います。
6	Q:工事エリア外で作業員駐車場としてご提供（無償貸与）いただける敷地はありますでしょうか。
	A:別添-2の敷地を使用することができます。ただし、整備の状況により使用を制限する場合があります。
7	Q:既設トイレ周辺の広場について、工事使用後、現状復旧（芝生等）必要でしょうか。また、既存の看板・ベンチ類は撤去予定でしょうか。
	A:現状復旧を原則としますが、当該範囲において次期整備を予定しているため、復旧範囲については別途協議により決定します。また、既存の看板・ベンチ類は撤去を予定しています。
8	Q:蒼浪閣（既存建物解体済）南側にある既存擁壁は、建築工事着工時には解体撤去済でしょうか。
	A:当該擁壁は、建築工事着工時には解体撤去済みの予定です。
9	Q:既存擁壁撤去-4（V-A505 記載）について、既存擁壁残置となっている斜線部分は、残置ではなく解体工事にて撤去済という解釈でよろしいですか。
	A:お見込みのとおりです。